参考資料

# 構成員提出資料

## 目次


○ 王寺　直子　　構成員提出資料　　・・・P.1

○ 奥山　千鶴子　　構成員提出資料　　・・・P.3

○ 小野　敏伸　　構成員提出資料　　・・・P.5

○ 菊池　加奈子　　構成員提出資料　　・・・P.11

○ 清原　慶子　　構成員提出資料　　・・・P.13

○ 倉石 哲也　　構成員提出資料　　・・・P.15

○ 駒崎　弘樹　　構成員提出資料　　・・・P.17

○ 堀　科　　構成員提出資料　　・・・P.33

○ 万井　勝徳　　構成員提出資料　　・・・P.38

令和６年　９月　２５日

**こども誰でも通園制度の制度化、**
**本格実施に向けた検討会 御中**

特定非営利活動法人
全国認定こども園協会

# 意 見 書

この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」として、保護者の就労要件を 問わず、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することで、今まで置き去りにされていた、未就園児すなわち家庭で保育されている乳幼児にも、子ども同士の関わり合いや、孤独な子育てに悩んでいた保護者に対し、子どもの豊かな育ちを支え、保護者に寄り添う保育の専門性を活かした機会が与えられることに、私たちは大きく賛同しています。
その上で、この「こども誰でも通園制度」が「こどもが権利の主体」とした制 度であることを確認したうえで、「こども基本法及びこどもの権利条約」を基に試行的事業 並びに本格実施が行われることを強く願っております。

## １，　利用時間について（利用可能枠の在り方）

この誰ども通園制度の趣旨は、一時預かり事業と異なり、乳幼児の豊かな成長を支えることにあるのであれば、月 10 時間では到底足りないと考えます。
乳幼児は家庭と違う場所に慣れるまでに個人差はあるもののかなりの時間を有し、また、その場でのびやかな活動や他者への関わりを持つのにも時間がかかります。
定期的に利用し、個々の成長を見極めるためにも最低１日５～６時間は必要で、特に基本的生活習慣等の獲得においても、生活のリズムは欠かせません。
乳幼児は生活の中で様々な体験を通し成長することを考えると、生活を体験する時間が必要です。生活時間の獲得においても利用時間枠を最低 4～５時間は必要だと考えます。

## ２．　人員配置、設備運営基準について

こどもの安心・安全が大前提であり、 乳幼児を受け入れるに足る施設の要件と乳幼児を受け入れるための施設側の受け入れ 態勢を十分に確保できなければ最悪な事態を招きかねない事が考えられます。こどもが安心・安全に過ご すことができ「生命の保持と情緒の安定」を保証することができる環境を提供できる施 設においてのみで事業を実施していただきたい。また、配置される職員についても、認可保育所等の基準に照らし合わせ、人員 配置、設備運営基準を検討するべきであり、乳幼児の発達を支えるためには 0.1.2 歳 の発達の特性や知見のスキルを有した上で、十分な保育の経験を持つ保育者が担当されることを 強く要望します。
更に、乳幼児が慣れるために有する時間等を考えると１対１の対応が必要な時もあると想定されますが、慢性的な保育者不足でその確保が難しいことを鑑みると、認可保育所等の配置基準の保育者

に加えて、子育て支援員や看護師、栄養士等、園の様々な職員が加わることで保育者の負担を減少できるのではないかと考えます。

## 3，　安定的な運営の確保について

安定的な運営を確保するためには、安定的な給付が絶対的な必要条件です。
試行的事業で示されている金額では運営費が不足しています。試行的事業を行っている園では、各自治体の子育て支援金の加算があってこそ運営ができている事実もあるので、給付額については更なる検討を有すると考えます。

## 4，　制度を実施する上で「手引きになるようなもの」の作成について

運営する園に対して、0～3 歳の発達段階(心身共)をしっかりとみきわめる専門性に加え、記録の在り方など発達支援に対する項目、また、こどもの発達や 保育内容に留まらず、育児に対する楽しさや悩みなど保護者との関り方に関する項目 も必要ではないかと考えます。
それと同様に、運営の手引きとは別に、この制度の趣旨を社会全体に広げ、
社会全体で子育てを担い、子育ての楽しさなどを伝える手引きも必要だと考える次第です。

## 5，　総合支援システムについて

現在、別途協議が進んでいる、「保育分野における事務フロー・データセット等に関 する協議会」との整合性や個人情報の取り扱いについても説明していただきたい。

# 第２回こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会への意見書

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事長　奥山千鶴子

## １．こども誰でも通園制度の制度化に取り組む実施施設や事業における包括的支援の必要性

〇こども誰でも通園制度は、すべての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、就労要件を問わずに利用できるものです。長年、主に在宅家庭への支援を行ってきた立場からは、対象となる在宅家庭が遠慮なく（気兼ねなく）安心して制度を活用できるよう、こども誰でも通園制度の制度化に取り組む実施施設や事業が、制度の利用前後のサポートも含め包括的な支援を行いながら子どもの育ちと家庭への支援ができる体制をつくられるよう要望いたします。

〇地域子育て支援拠点事業は、週５日以上一日５時間以上実施している地域子育て支援拠点（一般型）6,589 か所中、半数の 52%が保育所や認定こども園で行われています。また、図１に示す通り、一時預かり事業の実施か所も 581 か所あります。

図１　地域子育て支援拠点（一般型）6,589 か所における、「地域の子育て支援活動の展開を図るための取組」の実施か所数（令和５年度）　こども家庭庁資料より

| ①地域の子育て支援活動の展開を図るための取組 | | ９１８か所 |
|---|---|---|
| うち | 一時預かり事業 | ５８１か所 |
| | 放課後児童健全育成事業 | １７８か所 |
| | 乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業 | １１３か所 |
| | 市町村独自の事業 | ２２９か所 |

〇保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業等において、本来事業に加えて多機能型支援を行うことで、包括的な支援が行えます。

・産後から生後６か月未満　地域子育て支援拠点事業（**①親子の交流、②相談、③情報提供、④講座**）や利用者支援事業の利用

・６か月以降３歳未満　こども誰でも通園制度、地域子育て支援拠点、一時預かり等の併用

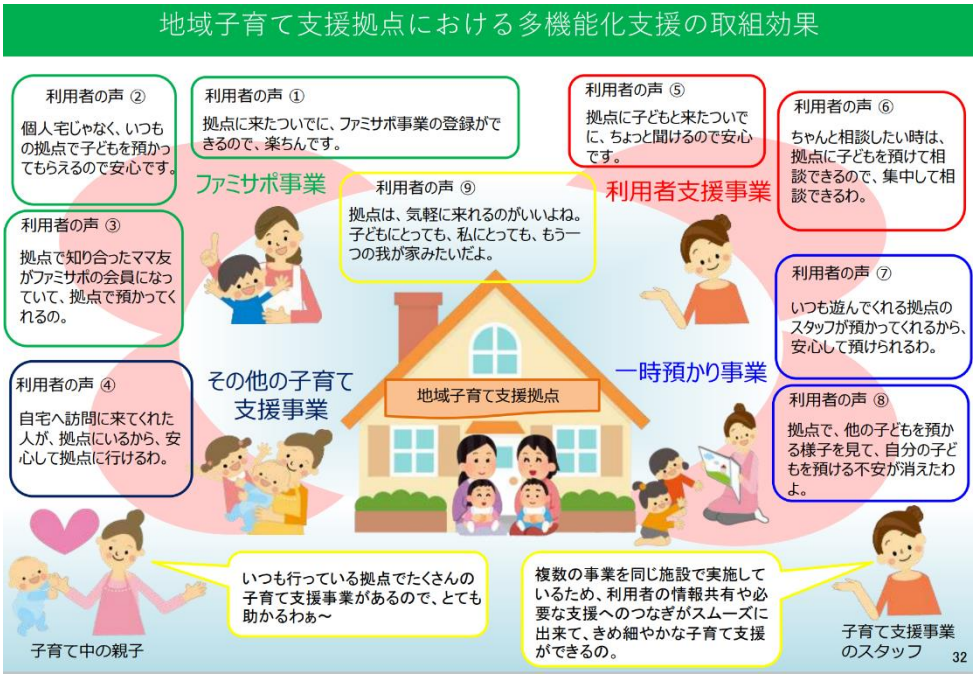


図２　地域子育て支援拠点における多機能化支援の取組効果

こども家庭庁資料より

〇地域子育て支援拠点事業を利用する第一の理由は、「子どもを遊ばせるため」というものです。少子化できょうだい児も少なく、子ども同士が関わる機会が減っていることが背景にあります。これは、こども誰でも通園制度がこどもの育ちの応援として実施していく趣旨と合致しています。日頃から関係性の高い地域子育て支援拠点の職員から利用を促し、利用後もフォローができる関係性は、子どもや子育て家庭の安心につながります。ぜひ、保育所、認定こども園等においても地域子育て支援拠点等と連携をお願いします。

**2. 利用枠、人員配置、設備運営基準等**

（1）利用枠

・1か月上限10時間以上の利用枠の拡大の有無については、対象児童の人口、供給体制含め十分試行実施の現状を見極めて実施すべき。供給体制が整うまでは現実的には月10時間を超える利用枠については一時預かり事業が対応せざるをえないのではないかと思われます。

・一時預かり事業においても月10時間以上の定期預かりの利用者もおり、実質的にはこども誰でも通園制度と一時預かり事業併用となる家庭も予想されます。

以上、こども誰でも通園制度の定期利用を志向しつつ、一時預かり事業との整合性も図っていく必要があるのではないかと考えます。

（2）対象施設

施設だけではなく、地域子育て支援拠点事業所、一時預かり事業所等の明記も必要であるため、対象施設・事業としてください。

（3）余裕活用について

一時預かりに関してもそうですが、本来保育の定員枠が埋まってしまうと利用ができないということがないよう、年間を通じて一定枠を確保できるようお願いします。余裕があるときにだけ受け入れるというのは、すべての子どもたちの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するため、就労要件を問わずに利用できるという趣旨にかなっていないと考えます。

（4）人員配置に関して

有資格者の確保にくわえて、保育補助者の養成も重要です。提供体制を整えていくためには研修体制含め充実が求められます。

（5）安定的な運営確保のための基礎的給付の実現

現状の給付水準では、事業者が安定的に運営するのは厳しいと言わざるを得ません。試行的実施に取り組む市町村の取組等も参考にして、月ぎめの基礎的給付が必要だと考えます。

こども誰でも通園制度の制度化、
本格実施に向けた検討会（第２回）
福岡市提出資料

# 「福岡市型」
# こども誰でも通園制度の
# 実施状況

令和６年９月26日

福岡市こども未来局子育て支援部事業調整課

# 「福岡市型」こども誰でも通園制度の特徴

## １　利用時間

**最大４０時間／月**
（毎週１回　１日４時間～８時間）

## ２　対象年齢

２歳児について、年度途中に３歳になっても年度末までは利用可能

## ３　利用形態

**定期利用のみ**
・こどもの成育の継続的確認
・保育士の負担への配慮

## ４　運営費

障がい児を受け入れた場合の加算　1,000円／時間（国基準に600円上乗せ）

# 実施施設

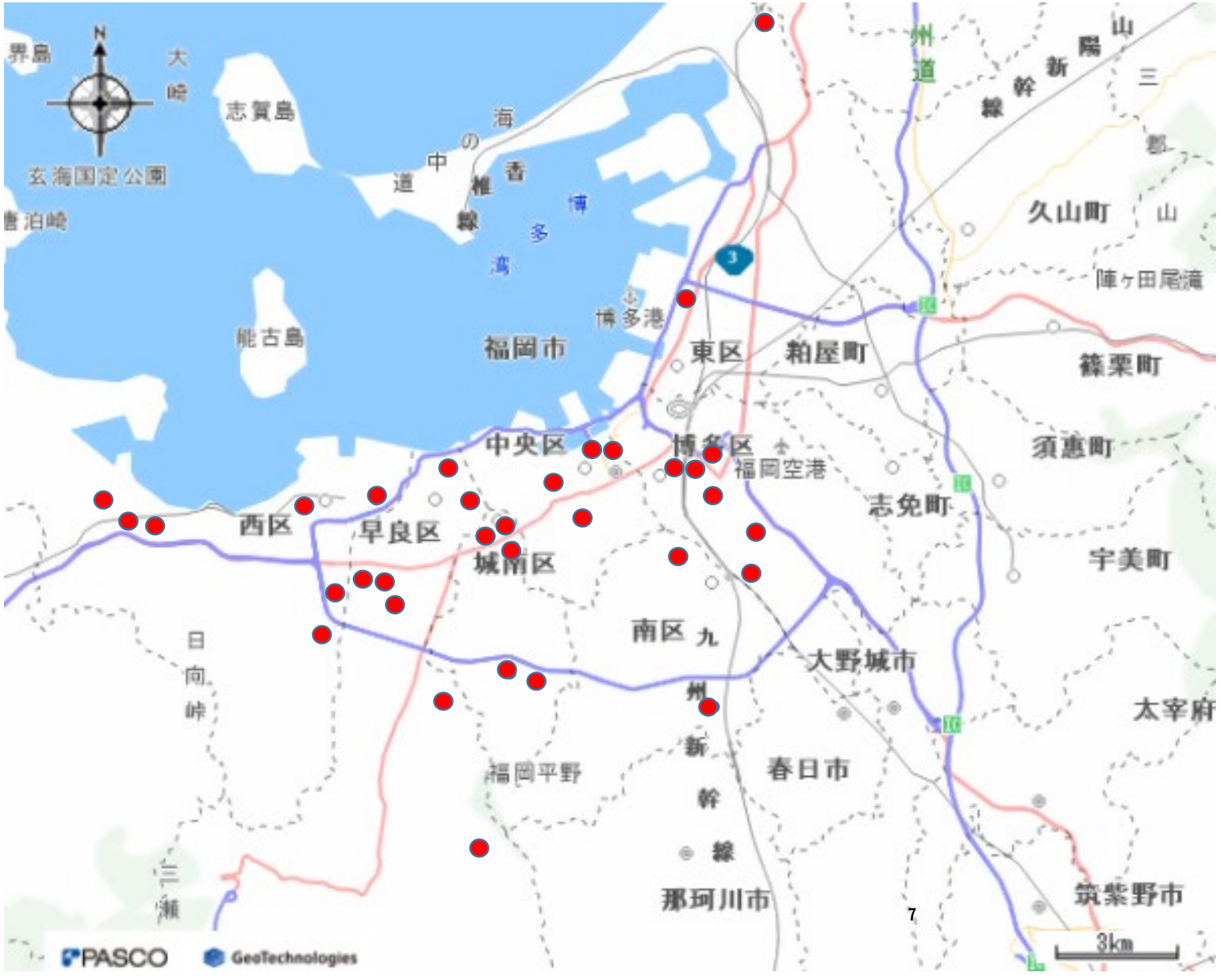


| | 施設数 | 定員数 |
|---|---|---|
| 認可保育所 | 6施設 | 230人 |
| 認定こども園 | 8施設 | 220人 |
| 小規模保育事業所 | 14施設 | 305人 |
| 幼稚園 | 2施設 | 90人 |
| 企業主導型保育事業所 | 1施設 | 25人 |
| 認可外保育施設 | 2施設 | 61人 |
| 合計 | 33施設 | 931人 |

# 申込者数・利用者数

## 1　定員

33施設合計　931名

## 2　申込者数・利用者数

| | 申込者数 | 利用者数 |
|---|---|---|
| 0歳児 | 299人 | 267人 |
| 1歳児 | 295人 | 278人 |
| 2歳児 | 59人 | 58人 |
| 合計 | 653人 | 603人 |

※8月末現在

※一部の施設においてキャンセル待ちが発生している。

※現在も利用に関する問い合わせがあっており、利用者は増加している。

## 3　優先利用者の状況

| | |
|---|---|
| 要支援家庭等 | 16人 |
| 障がい児 | 11人 |

※他の区分の優先利用者もあり

# 利用時間について

## 1　子ども・子育て支援に関するニーズ調査

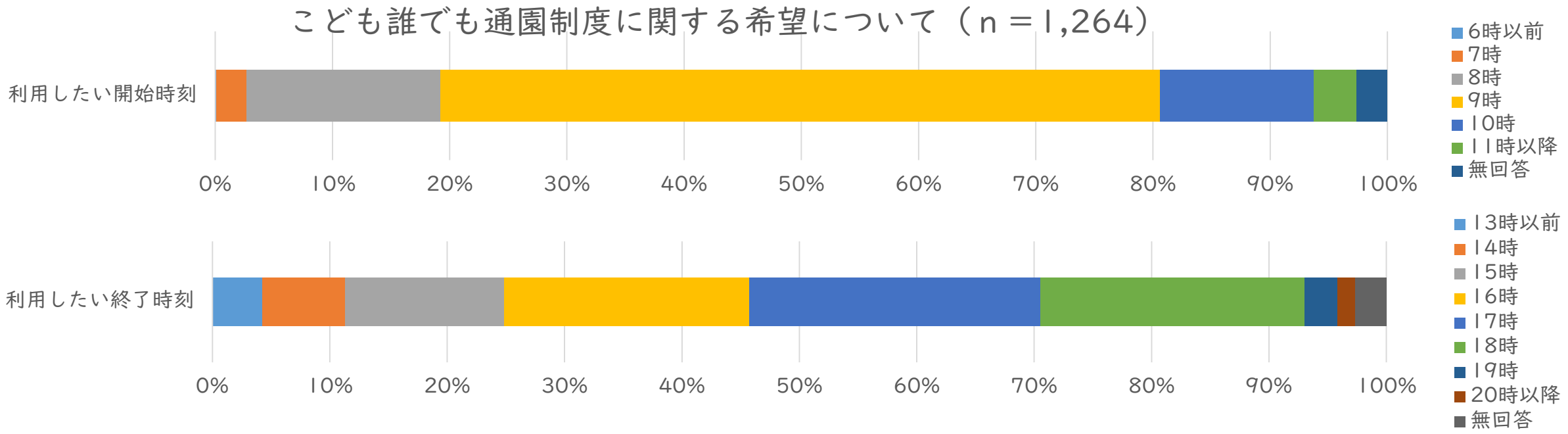


## 2　試行的事業の状況

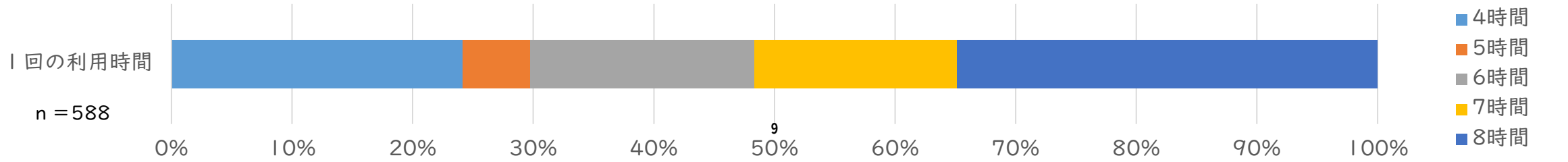

# 利用者・実施施設の声

## ● 利用者の声

- こどもの言葉が増えたり、いろいろなものを食べるようになったりし、こどもの健やかな成長を実感している。
- これまでは一人で育児をしていたが、久しぶりに大人（保育士）と話せてうれしい。
- こどもと離れることで、リフレッシュすることができた。
- 利用上限時間が40時間なので利用しやすい。

## ● 実施施設の声

- こどもの成長に触れ、地域の子育て支援に関わっている実感があり、保育士としてのやりがいを感じる。
- 家庭保育における育児の孤立化を認識することができ、支援の必要性を感じている。
- 福岡市は利用時間を上限40時間としているため、こどもを一定時間預かることができ、保育士の負担も比較的少なく、事業を実施しやすい。
- 定期利用は計画的に保育士を配置することができる。こどもの成育も継続的に実感できる。
- 通常保育よりも保育士の負担が増すことを踏まえ、配置基準に比べ手厚い人員を配置している。

# こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第２回）意見書

社会保険労務士法人ワーク・イノベーション
代表　社会保険労務士　菊地加奈子

2024/09/26

## 意見の概要

### 1. システム構築の内容について

**キャンセル待ち・受け入れの機能を追加してはどうでしょうか？**

キャンセルに関しては利用したとみなして事業者への支払い対象となるとのことですが、他の利用者の利益を考えると、職員確保・受け入れの体制ができているのであればキャンセル待ち・当日の受け入れをスムーズに行える機能があるとよいのではないでしょうか。
例）
・枠が埋まった時間帯に対してキャンセル待ちの申し込みができる
・キャンセルが出た段階で追加の申し込みができる（申し込みに対し、事業者が受け入れ可否を判断できる流れは変わらず）

**利用者の支払いがスムーズにできるようにしてはどうでしょうか？**

事業者―自治体間の請求が自動化されているように、利用者への請求額の確定または請求をシステム内で行えるようにしてはどうでしょうか？
登降園時刻が記録できるのであれば、請求額を正確に把握することができます。（保護者負担額・超過時間の取り扱いなどは事業者によって異なるので、事業者ごとに設定する）

また、数百円～数千円の利用料の回収を毎回振り込み・現金で行うことは事業者・保護者の負担につながりますし、未回収リスクも増えるため、キャッシュレス決済や自動引き落としのシステムを推奨するか、請求～入金確認までワンストップで行えるためのしくみを検討いただきたいです。

**専門職員の配置状況や受け入れ体制がわかるようにしてはどうでしょうか？**

配慮が必要な子の保護者にとっては、新しい施設への申し込みの都度、事業者に確認を取ることは負荷になることから、どのような専門性を持った職員がおり、どのような対応が可能なのかについてあらかじめ開示し、ソートをかけて施設を探すことができるようにしてはどうでしょうか。

**利用者情報の更新にアラートがかけられるようにしてはどうでしょうか？**

利用者情報については、住所等、任意で依頼する事項もありますが、検診履歴・予防接種履歴・通院や治療の履歴等から読み取れる情報も多くあります。あまり細かい情報を求めすぎても利用者の負担になってしまいますが、園に伝えておくべき情報が追加された場合には適宜更新ができるよう、アラート機能があるとよいと考えます。

## 2. 手引きについて

**職員配置が確実に行われていることの確認方法を明記してほしいです。**

専任なのか、応援勤務なのか、他の加算に対する職員のカウントと別途確保できているか、といった確認が施設によって異なります。また、事業者としては把握していても職員がどのような条件で配置が行われているかがわかりづらいことが主観的な人手不足感につながり、さらなる制度への不安につながっているのではないでしょうか。
シフトを提示する際に、配置基準や充足度合いが客観的に分かるようにすることを加えると、職員の安心につながりますし、監査の際にも確認がしやすくなるのではないでしょうか。

**職員の労務管理と心身の健康確保の重要性に関する項目を明記してほしいです。**

職員の心身の健康確保の重要性と事業者の配慮について、改めて明示していくべきと考えます。誰でも通園に限ったことではありませんが、制度の変化に不安を感じる現場の保育者は少なくありません。実際に、緊張を伴う業務が増えることに対し、事業者として労務管理の徹底やストレスチェックの実施を行うことへの意思表示は非常に重要です。労働時間の把握、休憩・休暇の確保、客観的な方法による心的負荷の測定とフィードバックをこれまで以上に意識していく契機になれば、職員にとっても歓迎される制度となるのではないでしょうか。

2

2024 年 9 月 26 日

# 【こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討】についてのコメント

杏林大学客員教授・前東京都三鷹市長
清原慶子

## １．【資料１：今後の進め方】について

〇令和７（2025）年度に【本格運用】を開始するために不可欠な【利用可能時間】及び【安定的な運営の確保】に関する【令和７（2025）年度補助基準】については 、適切な運用を進めるために年度内に作成する必要があります。また、【人員配置、設備運営基準】については、各自治体で【条例策定】の必要があります。したがって、２頁の【議論の進め方】については適切と受け止めます。
〇2 頁の【議論の進め方】は、国と自治体が取り組むべき、来年度の本格実施に向けた行程表でもあります。
　特に、自治体に求められる【条例制定】については議会日程との関係もありますので、可能な限り早期に、オンライン説明会等を開催することを含めて、自治体に条例制定の必要性を含む行程表を周知することをお願いします。

## ２．【資料２：令和６年度試行的事業の実施状況】について

〇２頁に示されているように、試行実施自治体数に若干の増加があったことは、自治体のご理解の表れであり、試行事業所と試行自治体による、文字通りの「試行錯誤」「試行への挑戦」へのご努力に敬意を表します。
〇第 1 回会議で、私は、試行自治体の実態に関する分析については、「補助金支給基準である人口規模別区分のみならず、施設類型別、施設規模別、運営の特徴別など、本検討会での検討に資する分析を丁寧に創意工夫して進めていただきたい」と発言しました。
　今回、資料２の３頁に示されているように、受入開始自治体 96 のうち、開始事業者数は 697 か所あるところ、事業所類型には多様性がみられることは大変に有意義であると思います。
　すなわち、【誰でも通園制度】について、一般的に想定できる認可保育所、認定こども園（幼保連携型）、認定こども園（幼稚園型）、認定こども園（保育園型）に加えて、小規模事業保育所（A 型）、幼稚園、地域子育て支援拠点、事業所内保育事業所、家庭的保育事業所があるとともに、1 か所ずつですが、企業主導型保育事業所、児童発達支援センター等、一時預かり事業所、そして専用施設が試行していることがわかります。
　加えて運営主体についても、社会福祉法人、学校法人、公立に加えて、株式会社、個人立、一般社団法人、有限会社という多様性が認識できます。
専用室も 71%あること、親子通園が 59%、一時預かり事業実施が 53%あることも確認できます。
　今後の審議においては、この数量的な実態を踏まえるとともに、現地視察等による質的調査及び本検討会構成員のご意見を踏まえて、検討を深めていくことが有用と考えます。

## ３．【資料３：検討事項に係るこれまでの議論】について

〇資料３の１頁に整理されている【利用可能枠の在り方】については、試行自治体の実態を踏まえて今後の制度化の在り方を総合的に勘案する時、適切な検討事項の１つです。
　前回の会議で、私は、ある試行自治体の市長さんによる「１か月上限 10 時間」の利用可能枠について、実情に応じて再検討する必要があるとの問題提起をいただいたと発言しています。
　また、先日栃木市を訪問した際、【誰でも通園制度】の上限時間を超えた場合に、必要に応じて【一時預かり事業】を利用しているとの保護者の声を伺いました。
〇そうしたことを踏まえつつも、【誰でも通園制度】の理念を起点として考える時、来年度の全国での【本格運用】にあたっては、可能な限り多くのこどもたちによる本制度の利用の実現を最優先に考えて、まずは、幅広い利用者の利用を視野に入れた【上限 10 時間】で開始することが適切であると考えられます。

その上で、これまでの試行自治体や保護者の声の中には上限を超える利用ニーズがあることを尊重して、上限を超える場合には、試行的事業実施事業所の約半数が【誰でも通園制度】とともに【一時預かり】を実施している現状を踏まえて、【一時預かり】やその他の未就園児を受け入れる取組みなどの幼児教育・保育サービスとの【連携】が円滑にできるような仕組みづくりの必要性を提起したいと思います。

このように、本制度をこどもの視点に立って有意義なものにしていくためには、地域の実情に応じた【連携のしくみづくりの創意工夫】が必要であると同時に、【誰でも通園制度】【一時預かり】などについては、特に障がい児を含む多様なこどもの視点に立った【質の確保】を重視した運営が必要と考えます。

〇資料１でもお願いしましたが、資料３の２頁の【人員配置・設備運営基準等】については、自治体の【条例制定】が必要であることについて、事務局におかれましては、各自治体への早めの適切な周知をよろしくお願い致します。

## ４．【資料４：こども誰でも通園制度の実施にあたっての手引】について

〇【Ⅰ基本的事項（制度の意義等）】の【①制度の意義】の項目の最初に「こどもの成長の観点からの意義」を位置づけているように、本制度の理念を反映していることを評価し、市長経験者として【５．制度の意義を実現するための自治体の役割】の重要性を強く認識しています。

１．基本的な考え方
２．こどもの成長の観点からの意義
３．保護者にとっての意義
４．保育者にとっての制度の意義
５．制度の意義を実現するための自治体の役割

〇私は、本制度の意義を実現するための自治体の第一義的な役割としては、【こどもまんなか】の理念に基づく、【多様な関係団体と自治体との密接な連携を実現すること】であると認識しています。

特に、【Ⅲその他の留意点等】において列挙されている、① 個人情報の取扱いについて、② 他制度との関係（一時預かり事業との関係性、待機児童問題等への配慮）、③ 要支援家庭への対応上の留意点（関係機関との連携等）を主として行うのは自治体です。

この手引は、「実施事業者はもとより従事する保育者や自治体の担当者が、この制度の趣旨目的を理解し、年齢ごとの関わり方の留意点や利用方法など、適切に事業を実施する上で参考となる事項について作成する」とされていますが、自治体の担当部局の職員のみならず、特に、自治体の首長、教育長の本制度についての正確な理解が不可欠です。

そこで、本制度について引き続き首長、教育長への周知をはかりつつ、手引きの作成過程においては、本検討会の自治体関係者の意見、こども家庭庁の自治体からの職員の意見等を反映して、自治体関係者の現場感覚に沿った作成を進めることを期待します。

## ５．【資料５：総合支援システム】について

〇私は、厚生労働省社会保障審議会【介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会】の委員として、厚生労働省が自治体の介護保険に係る指定申請に関する【電子申請・届出システム】の標準化を行い、2022 年度の第 1 期導入から 2025 年度に全自治体への導入を踏まえて、順次導入をはかった取組みに関わった経験があり、自治体からは DX 化による標準化のメリットが指摘されていることを承知しています。

〇総合支援システムの構築に際しては、試行的事業の【認定・面談・予約・利用・請求】の各プロセスの実態を踏まえて、丁寧なシステムの設計及びテストに基づき、困難はあると承知していますが、汎用性と各自治体の実情に応じた応用性をもったものとするように、引き続きのご努力をお願いします。

以上

第２回検討会に向けての意見

倉石哲也（武庫川女子大学）

第２回検討会資料を準備と併せて事前説明の機会をいただきありがとうございました。議論のポイント等もわかりやすくまとめられており、本格的実施に向けた課題等も明確になっていると受けて止めております。以下、意見を述べさせていただきます。

**○月１０時間の上限について**

１０時間以上の実施可能性を議論する際に、一体何時間であれば利用するこどもにとって妥当なのかの意見交換も必要である。年齢（月齢)、こどもの育ち、養育環境等の要因により異なるため、結論を導くことは困難である。しかしながら、週何時間程度（短時間）保育を利用することが、こどもの成長発達にとって望ましいと考えられるのか、試行的事業実施者の声をエビデンスとして共有しながら意見交換する場が必要であると考えます。

**○一時預かり事業との併用について**

１０時間上限を超えるニーズへの対応について情報を集約する。試行的実施では「一時預かりの併用」を認めているが、どの程度活用されているのか、利用の動向を把握したい。結果により、「誰でも通園」と「一時預かり」の事業目的の違い、給付と補助の建付け等の在り方を含めた議論が必要と考えます。

一時預かりは「保護者の事情」、誰でも通園は「こどもの発達」と目的が異なるが、受け入れる保育現場では「保育時間の長短」の違いしかない。両事業をこのまま併用することは利用者側、保育者側にとって合理的な事業運用にならないのではないかと考えます。

**○要支援家庭の受け入れ状況の確認**

乳児等通園支援事業はポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチの両方の目的を含む事業である。ハイリスクケース（要支援家庭）の受け入れ態勢について事例収集は必要である。

要支援家庭と認定（？）され、乳児等通園支援事業で受け入れた後に保育所利用につながったケース。受け入れた後に要支援家庭と認定され、保育所利用につながったケース。要支援家庭を積極的に受け入れる事業所、その他ハイリスク・アプローチがどのように実施されているのか（或いはされていないのか）を把握し、乳児等通園支援事業の意味を事業者に理

解いただくことが必要と考える。
（※参照『保育の友』2024.6 P.17 他）

**〇手引きの骨子（案）**

「Ⅲその他留意事項等」③要支援家庭への対応上の留意点は、「Ⅱ事業実施の留意事項」の④又は、「Ⅰ基本的事項」「①制度の意義」の「５，制度の意義を実現するための自治体の役割」に「要支援家庭の受け入れ」として位置づけるのが妥当と考えます。

**〇総合支援システムについて**

国・こども家庭庁が目指すシステム構築と自治体の歩調についてです。システムを自治体（事業者）が運用できるようになるための課題をはやめに整理し検討会で確認すべきではないでしょうか。

例えば、自治体（事業所）が総合支援システムにアクセスする際、自治体の標準準拠システムとの連携、利用状況（請求書）の確認等の作業について、想定される自治体（事業所）の業務負担等をヒヤリング等で把握する必要があると考えます。

以上となります。

# 第２回
# こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会
# 意見書

2024年９月26日

特定非営利活動法人
全国小規模保育協議会

こどもたちのために、日本を変える
Florence

# AGENDA

**１．<u>事業名称</u>について**

～引き続き「こども誰でも通園制度」を使用してください～

**２．<u>委託料</u>について**

～【共有】試行的事業実施事業者の事例～

**３．<u>受入可能年齢</u>について**

～生後５７日から預かれるよう選択制にしてください～

**４．<u>居宅訪問型保育</u>について**

～医ケア児・要支援家庭等にアウトリーチできる制度に～

**５．<u>総合支援システム</u>について**

～要支援家庭への柔軟な対応が可能となる予約システムに～

# １．事業名称について

引き続き「こども誰でも通園制度」の名称を使用してください

- こども家庭庁の令和７年度予算概算要求にて、
  「こども誰でも通園制度」が「**乳児等通園支援事業**」という新名称に
- 「乳児等」では、すべての未就園児に保育を、という**制度の意義**が伝わりにくい

引き続き「こども誰でも通園制度」を使用してください

# １．事業名称について

「乳児等」の名称が一般化すると、対象が乳児に矮小化されてしまう恐れ

こども家庭庁

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）新規

成育局 保育政策課

<子ども・子育て支援交付金> 令和７年度概算要求額　2,431億円の内数＋事項要求（2,074億円の内数）

**事業の目的**

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」)を創設する。

**事業の概要**

- 令和７年度においては、令和８年度の本格実施を見据え、自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにした上で、地域子ども・子育て支援事業において実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど様々な施設・事業において行う。
- こども１人当たりの利用上限時間や人員配置、設備運営基準については、令和６年度の試行的事業の状況や「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論も踏まえて設定する。



出典：こども家庭庁「令和７年度予算概算要求の概要（事業別の資料集）」（2024年８月30日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/88749a20-e454-4a5b-9da8-3a32e1788a23/f5900c23/20240830_policies_budget_33.pdf

# ２．委託料について

## 試行的事業実施事業者の事例を共有します

- 2024年７月から試行的事業を実施している事業者の状況をヒアリング
- 利用可能枠の消化状況や、公定価格と比較した場合の収入の少なさが判明

事業者の声を踏まえ、**委託料の再検討**を再度提案します

事業者との意見交換会（**現場の声**を聞く機会の設置）を要望します

# 2-1.概要

## 7月から受け入れを開始している保育所２園にヒアリングを実施

- 関東地方で認可保育所を複数園展開する法人
- 「一般型（在園児と混合）」にてこども誰でも通園制度の試行的事業を実施
- ２園（A園、B園）の７月、８月の２ヶ月の受け入れ実績をヒアリング

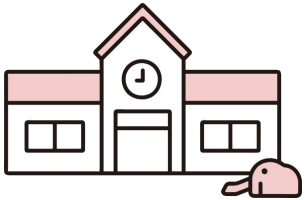

**A園**

- 認可保育園
- １日８時間、月～金の週５日受け入れ
- ５人分の空き枠を活用

**B園**

- 認可保育園
- １日８時間、月～土の週６日受け入れ
- ４人分の空き枠を活用

# 2-2.ヒアリング結果（利用時間）

## 用意した枠のうち、実際に利用された時間はわずか**15%、5%** のみ

・A園：
受け入れ枠 **860時間/月** のうち、**130時間/月** の利用。（こども１人あたり**平均８時間/月**）

・B園：
受け入れ枠 **830時間/月** のうち、**40時間/月** の利用。（こども１人あたり**平均７時間/月**）

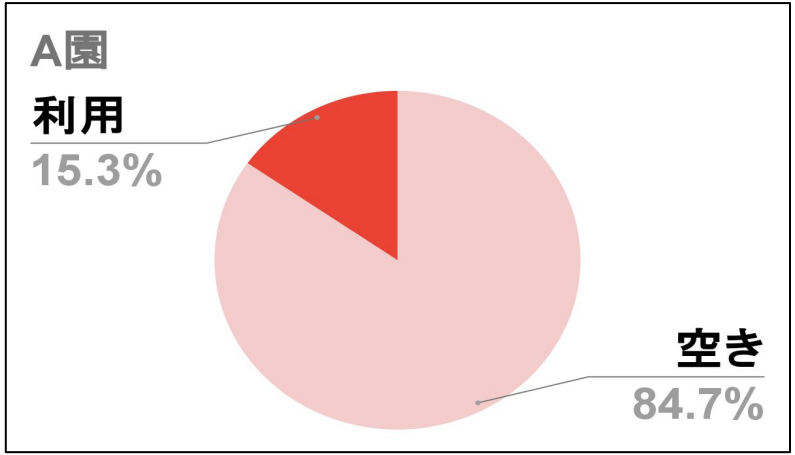


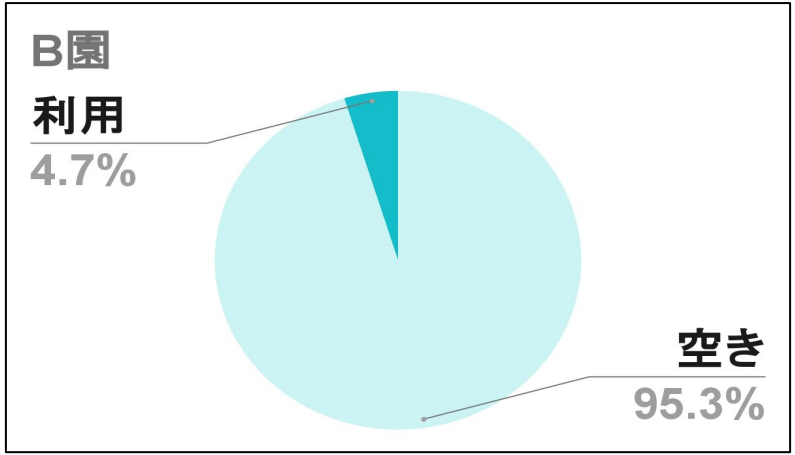

# 2-2.ヒアリング結果（事業者の収入）

試行的事業による収入は、公定価格の６分の１、１０分の１

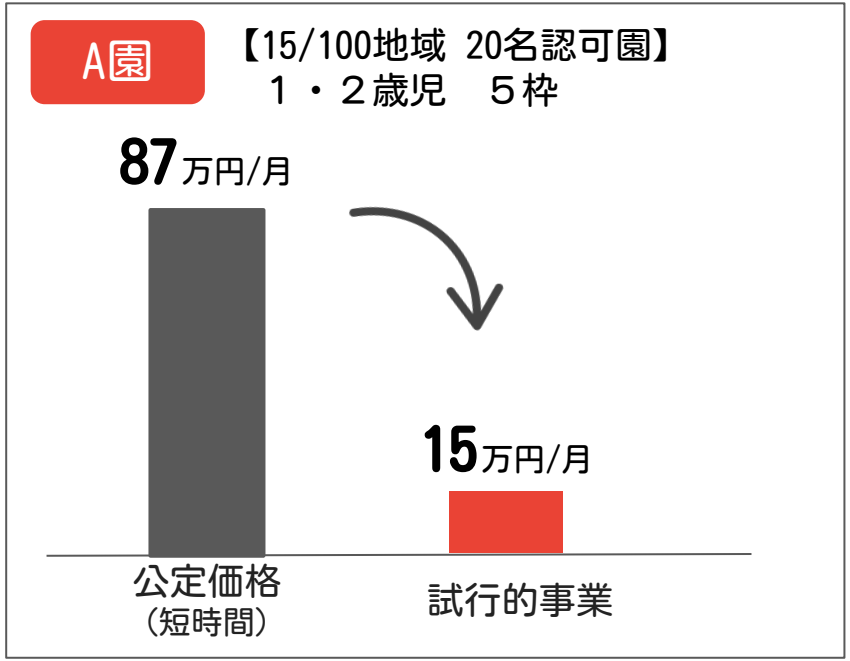


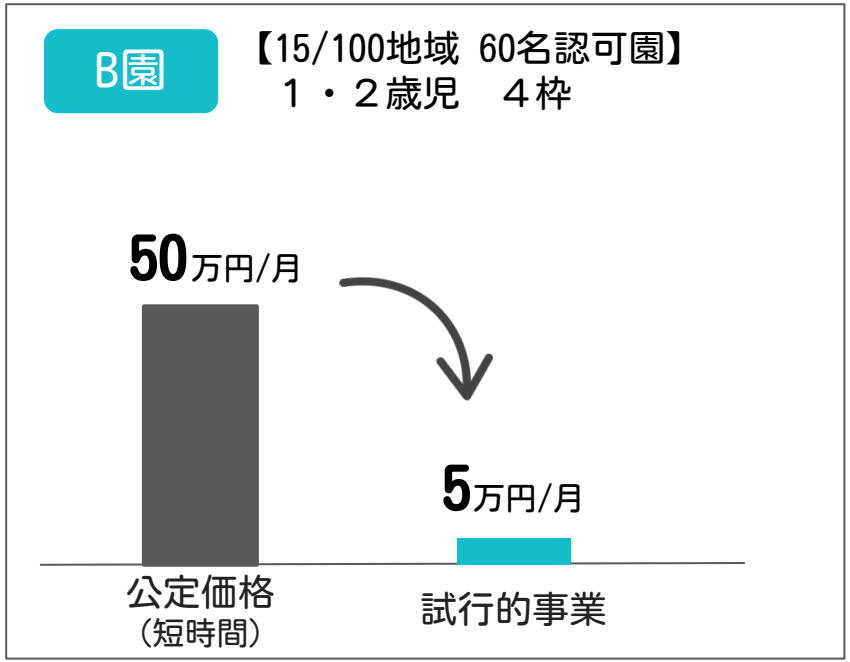


出典：こども家庭庁「令和6年度公定価格単価表（本文、別表第2　保育所）」（2024年4月1日）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/47af4f7c/20240329_policies_kokoseido_48.pdf
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/49bc7942/20240510_policies_kokoseido_80.pdf
と、ヒアリング結果より弊会作成

# 2-3.要因

## 現状の仕組みでは、空き定員枠を埋めることが非常に困難

❖ 実際の利用実態（ヒアリングを元に作成）

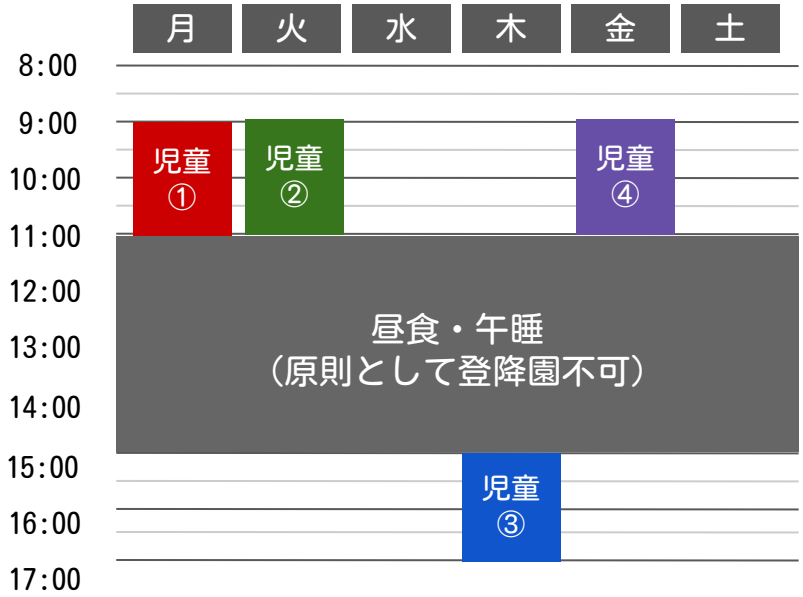


### 要因１　ひとり月10時間の制限

- 例えばA園で用意した空き枠は**860時間**※。
  ひとり月10時間ですべての枠を埋めるには、
  **毎月86人の利用が必要。**
  （※１日８時間×営業日数２１．５日×５人分）

**空き枠を埋めるほどの利用人数を集めるのは困難**

### 要因２　利用時間帯の制限

- 昼食および午睡の時間（左図グレー部分）は他児との交流もできず、事業の目的を考えると預かりに適さない。

**毎日４時間近くは必然的に空き時間となってしまう**

# ３．受入可能年齢について

## 生後５７日から預かれるよう選択制にしてください

- 試行的事業では、**対象となるこどもを「０歳６ヶ月～」** としている
- 児童虐待の件数は過去最多となり※1**こどもの虐待死の約半数は０歳児** である※2
- 既存の産後ケア事業等ではニーズをカバーしきれていない現状もある
- **保育園は生後57日からの預かりが可能** であり、誰でも通園制度でも可能とするべき

少なくとも保育園や自治体が受け入れたい場合に妨げる必要はなく、
**自治体や園ごとに受入可能年齢を選択できる選択制** を提案します

※1　こども家庭庁「児童相談所における虐待相談対応件数とその推移」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7f
※2　こども家庭庁『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）の概要こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和５年９月】』
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c36a12d5-fb29-481d-861c-a7fea559909d/7a46d84e/20230905_councils_shingikai_gyakutai_boushihogojirei_19-houkoku_12.pdf

# 3．受入可能年齢について（参考）

## 既存の「産後ケア」「一時預かり」では、ニーズをカバーしきれていない

### ［一時預かり事業の実態調査より］ ※1

一時預かりの受け入れ年齢は

**（平均）生後半年 ～**

| 定期利用以外 | 定期利用 |
|---|---|
| n=251<br>平均値：5.5か月以上<br>最大値：11か月以上<br>最小値：2か月以上 | n=116<br>平均値：5.7か月以上<br>最大値：11か月以上<br>最小値：2か月以上 |

### ［産後ケア事業の実態調査より］ ※2

本人からの利用希望だけでは利用を認められない自治体が **半数以上**

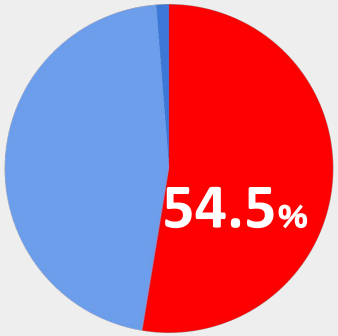


- 本人からの利用の希望に加え**市町村において総合的に要件に該当するかを個別判断し**、利用の可否を決定する
- 本人からの利用の希望があれば要件に該当するとして基本的には利用を認める
- その他

出典
※1：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング『一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書』（2023年）
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230413_02.pdf
※2：厚生労働省『産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について』（2023年）産後ケア事業の実施状況及び今後の対応について

# ４．居宅訪問型保育について

## 医ケア児・要支援家庭等にアウトリーチできる制度に

- 現時点で、**居宅訪問型保育** は、こども誰でも通園制度の対象となっていない
- 弊会実施の障害児・医療的ケア児の保護者アンケートでは**９割が「就労の有無を問わない定期的な保育」を望んでおり** ※、居宅訪問型保育は、親子だけの閉塞した時間・空間に「保育のプロ」が入ることで、遊びや刺激によってこどもの育ちを支えることができる
- 親の疾病等、**家庭にさまざまな課題を抱え、登園が難しいこどもにもアウトリーチ**　できる

「こども誰でも通園制度」は、すべてのこどもを対象にした制度。
だれも置き去りにしないよう、**居宅訪問型保育を対象としてください**。

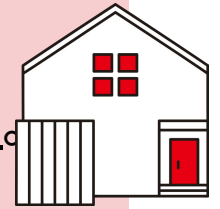

出典
※認定NPO法人フローレンス「こども誰でも通園制度（仮称）の課題・ニーズについて全国の障害児・医療的ケア児の家族１４９人に調査しました」（2023年）
https://florence.or.jp/files/data/notice_report_20231211.pdf

# ４．居宅訪問型保育について（参考）

## 約９割の障害児・医療的ケア児の家族が、
## 就労の有無を問わない定期的な保育を「利用したい」と回答

n=83
※保育サービス未利用家庭

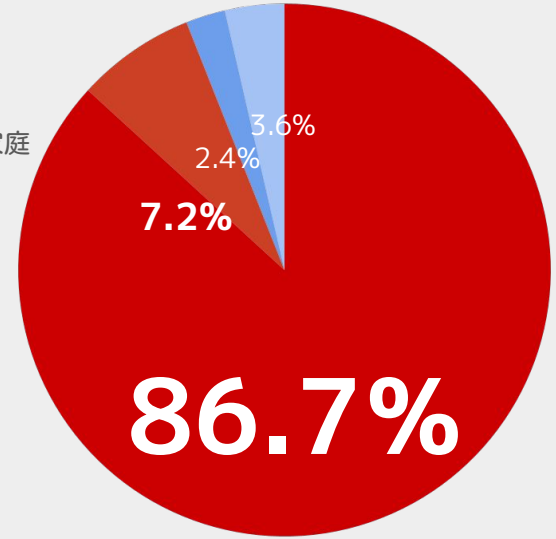


もし就労の有無に関係なく、
週１など定期的に保育を公的サービスとして受けられるなら、利用したい（したかった）ですか

- 利用したい
- どちらかといえば利用したい
- どちらかといえば利用したくない
- 利用したくない

出典
※認定NPO法人フローレンス「こども誰でも通園制度（仮称）の課題・ニーズについて全国の障害児・医療的ケア児の家族１４９人に調査しました」（2023年）
https://florence.or.jp/files/data/notice_report_20231211.pdf

# 5．総合支援システムについて

## 要支援家庭への柔軟な対応が可能となる予約システムに

- 「こども誰でも通園制度総合支援システムのイメージ」が示された。
- **要支援家庭の預かり** の際には必要な、**事業所と市区町村の連携** の記載がない。
- 要支援家庭を考慮に入れず、利用者の決定方法や利用申請ルートが全国で**固定化**されると**必要な支援が届かない** おそれも。

①利用者の決定方法：
→先着順ではなく**要支援家庭等を受け入れる枠を確保できる仕組み** が必要
②利用申請ルート：
→行政や園が要支援家庭を見つけた際に、**申請を代行できる仕組み** が必要

**事業者と市区町村の連携が** 可能となる、**予約システム** にしてください。

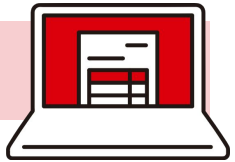

# 5．総合支援システムについて（参考）

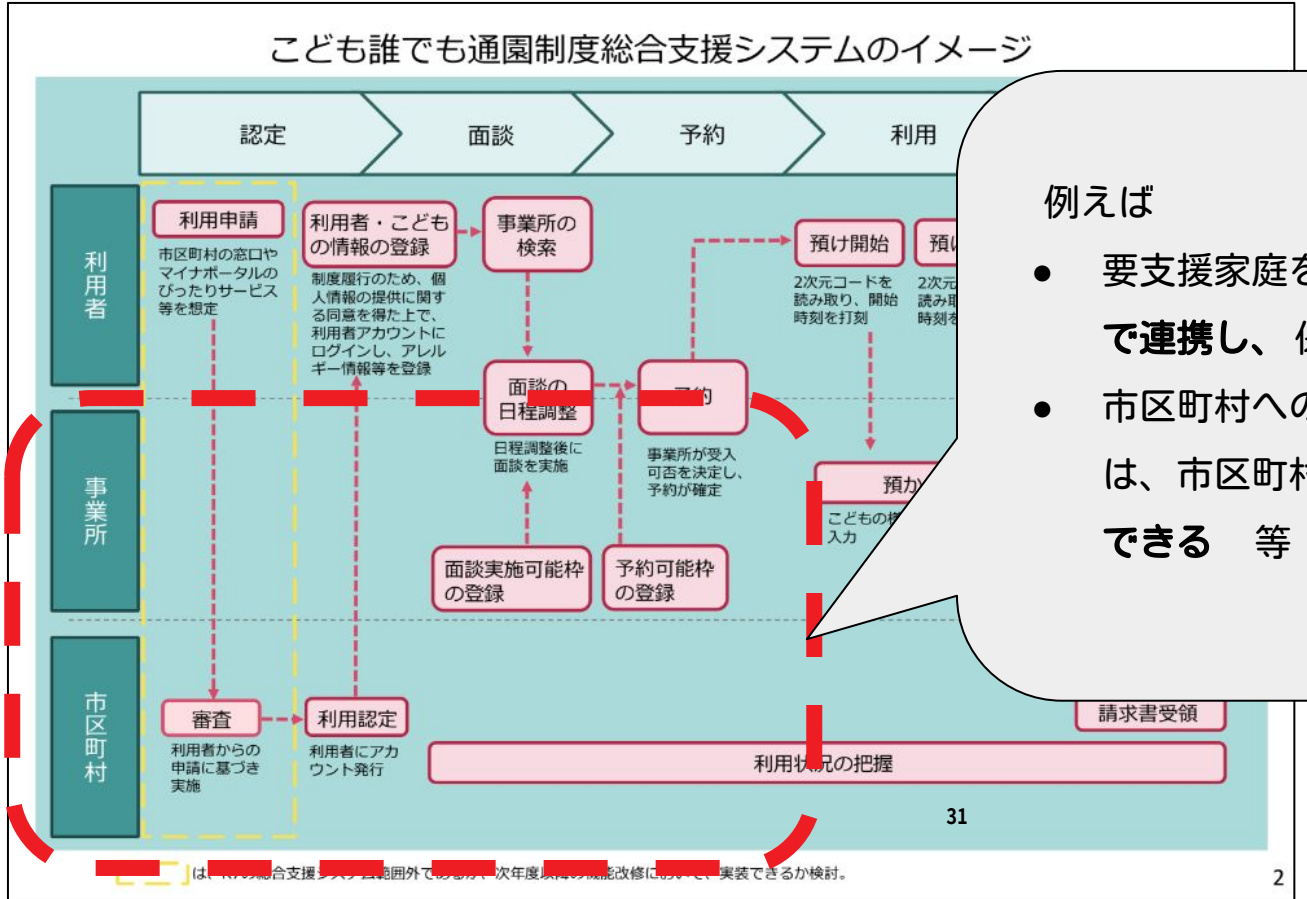


例えば

- 要支援家庭を把握した**市区町村と事業所で連携し、**保護者に利用申込みを促す
- 市区町村への申請ハードルが高い保護者には、市区町村が**代理で仮申請手続きまでできる**　等

出典　こども家庭庁「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第2回) 資料5「総合支援システム」」(2024年)

特定非営利活動法人
全国小規模保育協議会

こどもたちのために、日本を変える
Florence

東京家政大学
TOKYO KASEI UNIVERSITY

# こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

## 第２回検討会　資料

2024.9.26.

**堀　科**　HORI Shina

東京家政大学 児童学部児童学科



© HORI Shina

## ◆安心できる場・魅力的な場

**・こどもにとっては、専門家である保育者のもと安心できる場でありつつ、豊かな環境のある魅力的な場であることが求められる。**

- こどもは、特定の大人との情緒的な絆（愛着）を基盤に、安心できる多様な大人を頼りに、社会性を身に付けていく。保育の場は、こどもが養育者以外の安心できる他者に見守られ、周囲の環境に自らかかわるなど、こどもの主体性を育む場でもある。そのようなこどもの特性をふまえ、応答的・受容的に受け止められうる***保育者の専門性***が求められる。
- 魅力的な玩具や安全で整えられた環境、基本的生活習慣の獲得に即した環境など、***こどもの育ちに適した環境***が整えられていることが求められる。
- こどもは同年齢や異年齢のこどもから学ぶことが多く、こども同士のかかわりから育ちが促されることが期待できる。こども同士をつなぐ役割が保育者には求められる。


© HORI Shina

# ◆子育ての拠り所としての保育の場

**・保護者にとっては、継続的な保育者とのかかわりにより、子育てを学び、子育ての拠り所となる場であることが求められる。**

- 専門家である保育者とのかかわりにより、こどもの育ちへの気づきを得たり、時には子育てについて悩みを打ち明けたりし得ることで、子育てに対する喜びや自信（エンパワーメント）につながるような機会が得られることが期待できる。保育の場には、子育ての***相談機関としての役割***が期待される。
- 保育の場にかかわることが初めてである保護者もいるため、安心して繋がるような配慮が保育の場には求められる。子育て家庭にとって地域の身近な生活環境にある保育の場が***すべての子育て家庭の拠り所***になるような仕組みが求められる。



© HORI Shina

# ○　制度を行う上で　社会として

## ◆子育てを社会全体で行う意識をもつこと

**・本制度の実現には、保育の場のみならず、社会全体で子育てがしやすい仕組みを構築する必要がある。**

- 保育者不足が叫ばれる現状において、本制度を実現しうるためには、保育の場だけで努力をするのではなく、社会全体で子育てと子育て家庭の働き方の改善を進める必要がある。例として、我が国の長時間労働に伴う在園児の***保育の長時間化（保育標準時間の延長含め）の改善***は、保育者の労働環境の改善にもつながる。そのことがひいては、保育者にとって、より専門性を発揮しうる魅力的な職場環境となり、保育の担い手の増加にもつながることと期待する。



© HORI Shina

# ○手引きの構成について

## ①保護者への望ましい対応の在り方について

　保護者への対応については、実施種別により対応の在り方が異なると思われる。相談機関としての役割を担うことから、試行的事業のヒアリング等から望ましい対応の在り方などを示す必要があるのではないか。　→Ⅱ事業実施の留意事項

## ②利用の方法について

・定期利用を基本とし、状況により自由利用も可能とする本制度の特徴があるが、本制度の意義からも定期利用であることが望ましい。一時預かりとの差別化をはかる上でもその点については手引き等に示す必要があるように思われるがその点はどうか。　→Ⅰ制度の意義


©HORI Shina

# こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第２回）提出資料

1 自治体における日程の課題等

2 乳児等通園支援事業　想定される実施方法等

※各実施例における職員配置・対象経費にかかる質問・確認事項

3 乳児等支援給付・総合支援システムに対する質問・確認事項

2024年9月26日（木）

高槻市
Takatsuki City

## ● 1 自治体における日程の課題等

### 本市における日程の課題等　・市の条例改正・各手続きスケジュール

| | 令和6年度 | 令和7年度 |
|---|---|---|
| **【令和6年度】試行的事業** | 【市】試行的事業の実施<br>【国】検討会等による検討 | |
| **【令和7年度】乳児等通園支援事業**<br>地域子ども・子育て支援事業 | 秋頃【国】設備・運営基準制定<br>【市】設備・運営基準条例制定<br>【市】実施事業所の認可 | 令和7年4月～実施<br>**地域子ども・子育て支援事業として実施**<br>※子ども・子育て支援交付金を活用した補助金又は委託での実施<br>【国】システムのテスト稼働？ |
| **【令和8年度】乳児等通園支援事業**<br>乳児等のための支援給付 | **条例制定・改正の日程**<br>**9月議会上程…7月**<br>**12月議会上程…9月**<br>**3月議会上程…12月**<br>**事業者募集・認可・確認・認定手続きを考慮すると遅くとも12月議会での成立が必要で、9月時点で上程するための国基準が必要** | （令和7年度中）<br>【国】<br>所要の法令制定<br>・認定申請の手続<br>・特定乳児等通園支援事業に関する基準<br>・利用可能枠<br>・給付の支給<br>に関する事項<br>【市】国基準に基づく条例制定<br>【市】事業者の確認<br>【市】利用こどもの認定<br>令和8年4月～実施 |

## ● 1 自治体における日程の課題等

### ① 国基準の制定時期

本事業の実施にあたっては、条例の制定（改正）が必要となるため、その日程等が課題となる。
議会への上程・条例査定の手続きには相応の時間を要する上、条例制定（改正）案提出時点で本事業の制度内容・基準が明確になっている必要があるため、国基準の制定時期によっては、条例制定（改正）が非常に困難になることにご留意いただきたい。

### ② 認可・確認手続きの簡素化

本事業の実施にあたっては、認可及び確認の手続きが必要となるが、特に導入年度となる令和7年度や令和8年度については、条例制定（改正）から事業者の募集（制度周知）⇒認可申請又は確認申請の書類提出⇒審査⇒決定（通知）⇒利用者への周知等までの期間が非常に短期間となるため、認可又は確認手続きについて、施設等利用給付における特定子ども・子育て支援施設等の幼稚園の確認等で一部簡素化が行われていたように、認可保育所等の施設内で実施する場合等で認可又は確認手続きの一部簡素化等が可能となるような運用をご検討いただきたい。

### ③ 総合支援システムの仕様や運用方法

本事業の実施にあたっては、国の総合支援システムの使用が前提と思われるが、市の既存システム等との連携や新規システム・機能等の検討・導入に向けて、当該システムの仕様や運用方法が明確になっている必要がある。
令和7年度にはテスト運用される予定であるが、市においては、総合支援システムの確定した仕様や運用方法をもとにシステム・運用方法の検討、予算要求、システム等構築、利用者及び事業者への周知・環境整備を行っていくことになるため、できる限り早期に確定し、お示しいただきたい。
また、自治体及び民間事業者に対するシステム等の導入又は改修するための補助制度等について、制度の変遷にあわせて運用や設備の見直しが可能となるよう、既存の業務効率化推進事業のような1施設1回限りといった制限を設けない補助事業の実施（継続）をご検討いただきたい。

## ● 2 乳児等通園支援事業　想定される実施方法等（現行の試行的事業基準での想定）

| 実施方法 | 一時預かり実施基準 | 専用スペース | 専任職員の配置 | 他の給付・補助等との整理 | 留意・注意点 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①<br>通常教育・保育の<br>**空き定員を活用** | **余裕活用型** | **不要**<br>※在園児との合同保育 | **不要**<br>※在園児との合同保育<br>※公定価格 | **教育・保育給付**<br>欠員分は不支給<br>⇒重複給付なし | ・欠員がある場合のみ該当<br>・在園児との関係性・配慮等現場が混乱する可能性<br>・時期により受入枠が減少し年間通じての利用ができない可能性<br>⇒保留児がいる現時点では保育所等での実施は可能性低 |
| **②園の空き教室等を活用**<br>※通常教育・保育や他の補助事業とは別の**独立事業** | **一般型** | **必要** | **必要** | **特になし**<br>※他の給付・補助等との重複なし | ・専用スペース、専任職員の確保が別途必要となる |
| ③<br>**一時預かり事業との合同・併用による実施** | **一般型** | **不要**<br>※一時預かりのスペースを活用 | **不要**<br>※一時預かりの従事者との兼任対応可能。ただし、対象経費の按分が必要 | **一時預かり事業補助金・委託料**<br>対象経費の按分が必要（重複不可） | ・乳児等通園支援と一時預かりとの保育内容、提供時間や料金設定等で差別化・明確化が必要<br>・利用こどもや保護者の把握等、管理、運用面で現場での混乱が予想<br>・補助金の対象経費等で重複計上がないよう注意が必要 |
| ④<br>**子育て支援拠点事業との合同・併用による実施** | **一般型** | **不要**<br>※拠点事業のスペースを活用 | **不要**<br>※拠点事業の従事者との兼任対応可能。ただし、対象経費の按分が必要 | **拠点事業補助金・委託料**<br>対象経費の按分が必要（重複不可） | ・乳児等通園支援と拠点事業との保育内容、提供時間や料金設定等で差別化・明確化が必要<br>・利用こどもや保護者の把握等、管理、運用面で現場での混乱が予想<br>・補助金の対象経費等で重複計上がないよう注意が必要 |

## ● 2 乳児等通園支援事業　想定される実施方法等（現行の試行的事業基準での想定）

① 通常教育・保育の<u>空き定員を活用の実施例</u>

**通常保育　1歳児室（定員12名）**

1歳児利用こども 10名 ⇒ 通常保育

<空き枠> 2名 ⇒ 乳児等通園支援

【職員配置】
1歳児の担当保育士2名（6:1）
による合同保育⇒【余裕活用型】

● 課題等

・<u>受入枠が通常保育の利用こども次第で変動</u>し、通年利用や定期利用が想定できず、一時的な利用が前提となる⇒<u>一時預かり（余裕活用型）との差別化ができない</u>
・在園児と一時的な利用となる乳児等通園支援のこどもの関係性、提供する保育内容の配慮等、現場が混乱し負担が増える
・待機児や保留児がいる場合、保育担当課としては保育が必要なこどもへの対策が最優先となるため保育所等での実施は推進しづらい

**● 質問・確認事項**

（1）担当が教育・保育給付（公定価格）と乳児等通園支援事業それぞれの従事者として重複するが【余裕活用型】ということで問題ないか？

（2）担当保育士2名を含め教育・保育給付（公定価格）の基本分や各加算の配置要件を満たしている場合、当該2名が乳児等通園支援事業に従事していても公定価格の基本分や各加算には影響なく教育・保育給付を支給し、乳児等支援給付も実績に応じて支給できるということでよいか？

（3）令和7年度は民間に対しては委託や補助事業での実施となるが、対象経費を算出するにあたり、教育・保育給付（公定価格）の必要配置を超える配置がなく、当該事業専任の職員としての配置とはなっていなくても、対象経費については欠員分の給付が支給されていないことから、経費按分等により算出してよいか？

## ● 2 乳児等通園支援事業　想定される実施方法等（現行の試行的事業基準での想定）

### ②　園の空き教室等を活用の実施例　※通常教育・保育や他の補助事業とは別の独立事業

**通常保育　1歳児室定員12名**

利用こども 12名 ⇒ 通常保育

→

【職員配置】
公定価格等における必要保育士等

**乳児等通園支援専用の保育室 定員5名**

利用こども 5名 ⇒ 乳児等通園支援

→

【職員配置】
乳児等通園支援の専任従事者

● 課題等
・事業を実施するには「専用の空き保育室」及び「専任従事者」の確保が必要となる。
※専用の空き保育室は特に小規模保育等では確保が困難。専任従事者の確保は、現状で大きな課題となっている職員確保の問題に拍車がかかる。

**● 質問・確認事項**

専任従事者について、保育所等が実施する場合、公定価格等における必要保育士等を確保した上で、当該事業を担当する従事者が勤務シフトにより交代していくことは可能か？

※勤務シフトで交代する場合も、当該時点において各従事者は、公定価格等関連事業には従事しておらず、当該事業に専任している状態であるといえると考えるがいかがか？

## ● 2 乳児等通園支援事業　想定される実施方法等（現行の試行的事業基準での想定）

### ③ 一時預かり事業との合同・併用による実施例

**合同**

一時預かり室（定員6名）

利用こども 4名 ⇒ 一時預かり

<空き枠> 2名 ⇒ 乳児等通園支援

【職員配置】
一時預かり担当保育士等による合同保育

**併用**

一時預かり室（定員6名）

9時 ～ 11時
利用こども 6名 ⇒ 乳児等通園支援

11時 ～ 17時　乳児等通園支援から継続または別のこども
利用こども 6名 ⇒ 一時預かり

【職員配置】同一の担当保育士等による保育

● 課題等
・合同の場合、受入枠が利用こども次第で変動し、通年利用や定期利用が想定できないことや、実質的に保育者・利用者とも一時預かりとの区別・差別化ができなくなること、また事務手続き等において現場が混乱し、負担が増えることが想定される

● **質問・確認事項**
当該担当保育士等について、一時預かり事業費補助金の対象経費として人件費を計上して問題ないか？
※併用の場合は、実施時間等により按分して計上可能と思われるが、合同の場合でも利用人数等により按分して計上してよいか？

## ● 2 乳児等通園支援事業　想定される実施方法等（現行の試行的事業基準での想定）

### ④ 子育て支援拠点事業との合同・併用による実施例

**合同**

子育て支援室（定員3名）

利用こども 2名 ⇒ 拠点事業

<空き枠> 1名 ⇒ 乳児等通園支援

【職員配置】
拠点事業担当保育士等による合同保育

**併用**

子育て支援室（定員3名）

9時 ～ 11時
利用こども 3名 ⇒ 乳児等通園支援

11時 ～ 15時　乳児等通園支援から継続または別のこども
利用こども 3名 ⇒ 拠点事業

【職員配置】同一の担当保育士等による保育

● 課題等
・合同の場合、受入枠が利用こども次第で変動し、通年利用や定期利用が想定できないことや、実質的に保育者・利用者とも拠点事業との区別・差別化ができなくなること、また事務手続き等において現場が混乱し、負担が増えることが想定される

● **質問・確認事項**
担当保育士等について、子育て支援拠点事業費補助金の対象経費として人件費を計上して問題ないか？
※併用の場合は、実施時間等により按分して計上可能と思われるが、合同の場合でも利用人数等により按分して計上してよいか？

## ● 3 乳児等支援給付・総合支援システムに対する質問・確認事項

| 【月途中に認定変更が生じる場合】 | |
|---|---|
| Q1 | 月の途中で認定または認定の失効が生じた場合、月の利用可能時間枠や給付費について日割等を想定されているか？ |

| 【同月に複数事業を併用する場合】 | |
|---|---|
| Q2 | 各事業者の給付対象となる利用の優先順位は利用日時順となるのか？ |
| Q3 | 利用者の利用可能枠は予約入力をもって残時間が変動するのか？ |
| Q4 | 残時間が各事業者の実績入力⇒利用者の確認後に変動する場合、事業者によって月末や翌月にそれまでの分を遡って入力することも想定されているのか？<br>(遡及できる場合)入力期限はあるのか？　既に給付費が支払われた後に別園での実績が遡及入力され、給付対象時間が減となった場合、事業者は給付費を返還することになるのか？ |

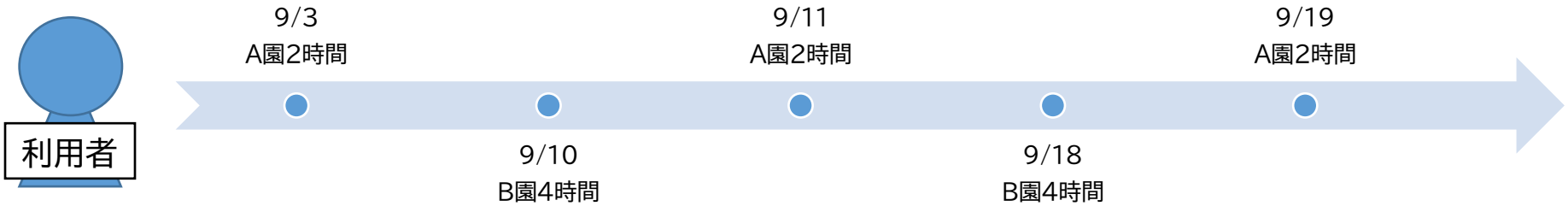


利用日時順の場合の給付対象時間

A園 9/3(2時間)+9/11(2時間)=4時間
B園 9/10(4時間)＋9/18(うち2時間)=6時間

B園が9/10、9/18分の実績を翌月以降にシステム入力した場合

・A園は9/3、9/11、9/19の実績をシステム入力し、計6時間分の給付を見込んでいたところ、B園が入力した時点で初めて4時間になることが判明することになるのか？
・B園の入力が、A園へ6時間分の給付費の支払い後となった場合はA園から2時間分の給付費を返還してもらうのか？

## ● 3 乳児等支援給付・総合支援システムに対する質問・確認事項

| 【認定・認定証発行手続きについて】 | |
|---|---|
| Q5 | ・システムの運用イメージにおいて、自治体が「利用者の承認」をするとあるが、今回の乳児等支援給付認定の手続きは総合支援システムを通じて行うこととなるのか？<br>・その場合、利用者がシステムへ情報登録⇒（認定番号等の付与）⇒居住地自治体がシステム上で利用者の確認⇒システム上での承認及び認定証の発行（利用者への送付）のような手順となるのか？<br>・また、保育所等への入園が決まった場合等は、各自治体において、当該利用者の認定をシステム上で失効させる作業が必要となるのか？<br>※本市においては教育・保育給付認定や施設等利用給付認定は市のシステムで管理・運用しており、総合支援システムとの2重管理が必要となり事務負担の増加が予想される。 |

| 【転入・転出等により認定変更が生じる場合】 | |
|---|---|
| Q6 | ・複数市をまたいで認定される場合、システム上での利用者の特定方法はどうなるのか？ |
| ア | ・利用者または各自治体がシステムへ初回登録した際に認定番号等が付与され全国で共通した番号として各自治体運用することになるのか？<br>・または、マイナンバーで管理することを想定されているのか？ |
| | ・この場合、本市では未導入だが、既に市と保護者と事業者がつながるアプリ等を導入されており、本事業も当該アプリ等を活用予定の自治体では、元々の管理・登録番号等に加えて、共通の認定番号を管理・運用することになるため、番号の統合作業や2重管理等負担が発生するのではないか？ |
| イ | 【共通の登録番号等はない場合】<br>自治体ごと設定した番号等での運用となるが、利用者を特定するために総合支援システム内でなんらかの統合処理を行うのか？ |

## ● 3 乳児等支援給付・総合支援システムに対する質問・確認事項

| 【転入・転出等により同一月に複数自治体で認定される場合】 | |
|---|---|
| Q7 | ・事業者はそれぞれの自治体に請求することになるのか、又は施設の在所自治体にまとめて請求し、その後、該当市間で精算するような手法も想定されるのか？ |
| Q8 | ・認定が日単位で想定されているため、予約時点ではA市、利用日時点ではB市の認定となる場合も想定されるが、システム上どのような手続きとなるのか？<br>・利用者・事業者双方でA市認定での予約の取り消し⇒B市認定での予約の取り直しといった操作等が必要になるのか？ |
| Q9 | ・転居の届け出は基本的に事後となることが多いことから、自治体が当該情報を把握し、対応・反映する前にシステム内での予約や実際の利用があった場合は、どのような処理が必要となるのか？ |
| Q10 | ・月途中での転居により別自治体で改めて認定手続きが必要となるが、同一施設で利用を継続している場合、自治体・利用者・事業者それぞれ取り消しや再入力等の手続きが発生すると思われるが、当該処理・手続きの簡素化のために、該当市間で調整し、認定日を月末・月初とする等柔軟に対応することは可能か？ |

| 【施設等利用給付との重複】 | |
|---|---|
| Q11 | ・乳児等支援給付について、教育・保育給付や企業主導型への給付との重複はできない条文となっているが、施設等利用給付については言及がないため、施設等利用給付認定（いわゆる新3号認定）と乳児等支援給付認定は重複して認定することが可能であり、乳児等支援給付と施設等利用給付は重複して支給できるということでよいか？ |